

庁議（令和元年7月9日）結果について

- 1 開催日 令和元年7月9日（火）
- 2 場所 庁議室
- 3 出席者 市長、石田副市长、石黒副市长、企画政策部長、総務部長
秘書広報担当部長
- 4 説明者 産業振興部長、健康・こども部長、都市整備部長、土木部長、学校教育
部長、教育指導担当部長、消防長、平塚市民病院事務局長、財政課長、
職員課長
- 5 事務局 財政課長、秘書広報課長、秘書担当課長、行政総務課長
企画政策課長、政策担当長、企画政策課主査
- 6 付議事項

(1) 平塚市森林環境譲与税基金条例の制定について

概要	本市の森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第34条第1項各号に掲げる施策に要する費用に充てるための財源として平塚市森林環境譲与税基金（以下「基金」といいます。）を設置するため、この条例を制定するものです。 なお、施行日は公布の日とします。
結果	審議の結果承認された。

(2) 平塚市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例（案）について

概要	消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、卸売業者使用料等について、消費税率及び地方消費税率の引上相当分の改定を行うため改正するものです。
結果	審議の結果承認された。

(3) 平塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）について

概要	児童福祉法第34条の16第2項の規定に基づく「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部が改正されたことに伴い、この基準をもとに規定している「平塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」の一部を改正するものです。
結果	審議の結果承認された。

(4) 平塚市小児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例(案)について

概要	子育て世帯の経済的負担を軽減し、子どもを安心して産み育てること
----	---------------------------------

	のできる環境の実現のため、令和2年1月から小児医療費助成制度の所得制限を撤廃する。
結果	審議の結果承認された。

(5) 市営住宅の無断退去者に対する訴えの提起について

概要	入居承継の基準に該当せず、市の承認なく市営住宅に居住した後、無断で退去した者について、市営住宅の明渡請求及び家賃相当損害金の支払いに係る訴訟を提起するために議案を提出するもの。
結果	審議の結果承認された。

(6) 平成30年度平塚市下水道事業会計決算に係る利益の処分について

概要	平成30年度平塚市下水道事業会計決算に係る利益の処分については、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づく議会の議決が必要なため、庁議に付議するものです。
結果	審議の結果承認された。

(7) 平塚市立の学校の設置に関する条例の一部を改正する条例（案）について

概要	平成28年度に取りまとめた「平塚市幼保一元化に関する公立園の見直し」における公立幼稚園の方向性に基づき、平塚市立さくら幼稚園及び金目幼稚園を廃園とするため、平塚市立の学校の設置に関する条例の別表第3（幼稚園）を整備する一部改正を行います。
結果	審議の結果承認された。

(8) 平塚市立幼稚園の保育料の徴収に関する条例を廃止する条例（案）について

概要	令和元年10月1日から幼児教育無償化が実施され、平塚市立幼稚園の利用者負担上限額が零になることから、現行の幼稚園の保育料の徴収に関する条例を廃止するもの。
結果	審議の結果承認された。

(9) 平塚市手数料条例の一部を改正する条例（案）について

概要	消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査手数料を改正するもの。
結果	審議の結果承認された。

(10) 地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例（案）について

概要	<p>1 改正理由</p> <p>地方公務員の臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件を確保するとともに、一般職の会計年度任用職員の任用等に関する制度の明確化を図るため、地方公務員法及び地方自治法が一部改正されたことに伴い、関係する規定を整備するもの。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 一般職の会計年度任用職員制度を創設し、任用、服務規律等を整備する。</p> <p>(2) 特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件を厳格化する。</p> <p>(3) 会計年度任用職員制度への必要な移行を図り、併せて期末手当の支給を可能とする。</p> <p>3 改正する条例</p> <p>(1) 平塚市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例</p> <p>(2) 平塚市職員の分限に関する条例</p> <p>(3) 平塚市の条件附採用職員および臨時的に任用された職員の分限に関する条例</p> <p>(4) 平塚市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例</p> <p>(5) 平塚市職員の育児休業等に関する条例</p> <p>(6) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例</p> <p>(7) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例</p> <p>4 施行日</p> <p>令和2年4月1日</p>
結果	審議の結果承認された。

(1 1) 平塚市パートタイム会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の制定について

概要	<p>1 制定理由</p> <p>地方自治法第203条の2第5項及び地方公務員法（以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項第1号に掲げるパートタイム会計年度任用職員に対して支給する報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するもの。</p> <p>2 条例の要点</p> <p>パートタイム会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法に関し必要な事項を定めるもの。</p>
----	--

	3 施行日 令和2年4月1日
結果	審議の結果承認された。

(12) 平塚市一般職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例(案)について

概要	<p>1 改正理由</p> <p>地方公務員法の一部改正に伴い、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定するパートタイム会計年度任用職員の勤務時間その他の勤務条件に係る規定を整備するとともに、職員の年次休暇等における1年の定義を見直すほか、必要な規定を整備するもの。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) パートタイム会計年度任用職員の勤務時間について規定する。</p> <p>(2) パートタイム会計年度任用職員の休暇等について規定する。</p> <p>(3) パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務及び休日等勤務について規定する。</p> <p>(4) パートタイム会計年度任用職員の週休日等の振替について規定する。</p> <p>(5) パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務代休時間について規定する。</p> <p>(6) 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員についての適用除外を規定する。</p> <p>(7) 職員の年次休暇等における1年の定義を暦年から会計年度に変更する経過措置を規定する。</p> <p>3 施行日</p> <p>令和2年4月1日</p>
結果	審議の結果承認された。

(13) 平塚市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)について

概要	<p>1 改正理由</p> <p>地方公務員法の一部改正に伴い、臨時職員等の任用を見直すとともに、平塚市一般職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正に伴い必要な規定を整備するもの。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 臨時職員等の給与についての規定を削除する。</p> <p>(2) 平塚市一般職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正に伴い規定を整備する。</p>
----	---

	3 施行日 令和2年4月1日
結果	審議の結果承認された。

(14) 平塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(案)について

概要	<p>1 改正理由</p> <p>地方公務員法及び地方自治法の一部改正並びに平塚市パートタイム会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の制定に伴い、パートタイム会計年度任用職員に関する規定を整備するとともに、平塚市一般職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正に伴い規定を整備するほか、必要な規定を整備するもの。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 育児休業をしている職員の期末手当等の支給について、勤勉手当が支給対象外となるパートタイム会計年度任用職員を除外することを規定する。</p> <p>(2) 育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整について、号給の調整の必要がないパートタイム会計年度任用職員を除外することを規定する。</p> <p>(3) 部分休業をしている職員の給与の取扱いについて、部分休業をするパートタイム会計年度任用職員の報酬の減額について規定する。</p> <p>3 施行日 令和2年4月1日</p>
結果	審議の結果承認された。

7 報告事項

(1) 平成30年度一般会計・特別会計歳入歳出決算等について

概要	会計管理者から歳入歳出決算等の資料提出がありましたので報告するものです。一般会計をはじめ全ての特別会計が、黒字決算となりました。
----	--

(2) 平成30年度下水道事業会計 決算について

概要	下水道事業会計は、9億7,568万9,855円の当年度純利益となりました。また、現金預金残高は期首から約8億1,200万円増の26億153万2,433円となりました。
----	---

(3) 平成30年度病院事業決算について

概要	病院事業会計は、45,434千円の当該年度純利益となりました。
----	---------------------------------

以上